

伊 福 総 第 5 1 号
平成30年 1月23日

社会福祉法人 林台福社会
理事長 高橋 仁史 様

伊勢原市長 高山 松太郎

特別指導監査の結果について（通知）

平成30年1月11日に、貴法人の運営等について社会福祉法第56条及び社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発第0427号・社援発第0427号・老発第0427号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2（3）の規定に基づき特別指導監査を実施したところ別紙のとおり法令及び定款に違反する事項がありましたので、早急に改善に取り組み、その結果を別添の様式により、平成30年2月28日までに市長あてに報告してください。報告には、改善状況を確認できる資料及び理事会議事録の写しを添付してください。

改善が認められない場合は、社会福祉法第56条第4項による改善勧告を行いますので、あらかじめ申し添えます。

事務担当：伊勢原市保健福祉部福祉総務課

〒259-1188 伊勢原市田中 348

電話：0463-94-4711 内線 1212, 1215

FAX：0463-95-7612

【経緯】

平成29年9月26日に一般指導監査（定期）を実施したところ、法令及び当該法人の定款に違反する事項が確認されたため文書指摘事項とし、期限を定め改善報告書の提出を求めた。しかしながら、提出期限までに改善報告書が提出されず文書指摘事項の改善状況が不明なため、改善状況の確認等のため特別指導監査を実施することとした。なお、一般指導監査における文書指摘事項の改善報告書は提出期限から大幅に遅延して提出された。

【問題点】

1 評議員選任・解任委員会について

(1) 評議員選任・解任委員会委員が選任されていない

評議員の選任方法については、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第31条第1項第5号の規定により、法人が定款で定めることとなっている。当該法人の定款では評議員選任・解任委員は監事2名、外部委員1名の合計3名で構成すると規定され、委員会の運営についての細則は、理事会において定めると規定されているが、細則は定められていない。そのため、平成29年6月30日開催の理事会において評議員選任・解任委員が承認された旨の記載があるが、適正な手続きではないため、無効である。したがって、評議員選任・解任委員を選任する体制が整備されていないため、委員の選任及び委員会の設置ができない状況である。

2 評議員及び評議員会について

(1) 評議員が選任されていない

評議員については、平成29年4月1日までに、あらかじめ、法第39条の規定の例により選任しておかなければならないとされていた（改正法附則第9条第1項）。しかしながら、当該法人の定款に定められた方法により評議員選任・解任委員会が設置されていないため、評議員が選任されていない。

(2) 定時評議員会が開催されていない

法第45条の9第1項及び当該法人の定款の規定により、会計年度終了後3カ月以内に定時評議員会を開催するとされているが、定時評議員会が開催されていない。

3 役員（理事及び監事）について

(1) 役員の選任手続きが行われていない

改正法により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、理事の選任・解任の決議は評議員会で行うこととなった（法第43条第1項、第45条の4第1項）。平成29年度の最初の定時評議員会（平成29年6月30日が開催期限）終結時までの任期であった役員については、社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成29年2月23日付け法務省民商第29号法務省民事局商事課長通知）により平成29年6月30日付けで任期満了となった。そのため、平成29年度の最初の定時評議員において役員の選任決議を行う必要があった。だが、1及び2により、定時評議員が開催されていないため後任役員が選任されていない。

しかしながら、役員が不在の状態では法人運営に重大な支障をきたすため法第45条の6第1項の規定を適用し、後任役員が選任されるまでは役員としての権利及び義務を有することとし、任期を延長している。

4 平成28年度決算について

(1) 平成28年度決算における計算書類等が評議員会の承認を受けていない

法第45条の30及び当該法人の定款の規定により決算における計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録について評議員会の承認を受けなければならないとされているが、その承認を受けていない。

5 平成29年度の会計帳簿について

(1) 法第45条の24及び社会福祉法人会計基準（平成28年11月11日号外厚生労働省令第168号）第3条の規定により、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならないとされているが、平成29年度の会計帳簿が作成されていない。

6 情報公開について

(1) 次に掲げる法令に定めるインターネットを利用して公表しなければならない事項について、一部事項が最新のものに更新されていなかった。

ア 定款

イ 役員報酬基準

ウ 計算書類

エ 役員名簿

オ 現況報告書

7 法人の経営状況について

(1) 社会福祉事業を行うために必要な資金の安定的な確保ができていない

本事項は平成27年度から今年度までの一般指導監査において継続して文書指摘事項となっているが、経営状況の改善は見られない。

また、平成29年4月から12月にかけて月次資金収支計算書を確認したところ、支払資金の不足が5ヶ月間あり、累計で△9,702,920円となっている。

【改善を求める事項】

1 評議員選任・解任委員会委員について

2 評議員及び評議員会について

3 役員（理事及び監事）について

4 平成28年度決算について

以上4点に関しては、監査の結果、平成29年11月22日から平成30年1月6日にかけて、法令及び定款に基づき実施されていることは確認された。このような大幅な遅延が発生した原因の検証結果及び再発防止策について、その内容を報告すること。

5 平成29年度の会計帳簿について

経理規定に定められている会計帳簿のうち、収入伝票が作成されていなかったため、早急に作成すること。

6 情報公開について

ホームページで公開しなければならない情報のうち、役員報酬規定、理事・監事・評議員名簿が最新のものになっていなかったため、速やかに更新すること。なお、平成29年度より社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、現況報告書と計算書類はインターネット上で公開されており、法人のホームページに現況報告書と計算書類を掲載するか否かは、法人の判断とする。

7 法人の経営状況について

社会福祉事業を行うために必要な資金の安定的な確保ができるよう、収支改善策について具体的かつ実効性のある計画を作成し報告すること。

平成 年 月 日

伊勢原市長 高山 松太郎 宛て

法人名 _____
代表者名 _____ ⑩

社会福祉法人林台福社会への特別指導監査結果について

平成30年1月 日付け伊福総第51号で通知のありました指摘事項について、別紙のとおり報告します。

社会福祉法人林台福社会
担当：
連絡先：

(別添様式)

法人名 社会福祉法人林台福祉会

指摘内容	調査内容・改善内容等	添付資料
1 評議員選任・解任委員会委員について 2 評議員及び評議員会について 3 役員（理事及び監事）について 4 平成28年度決算について 1～4の遅延原因の検証結果と再発防止策について		
5 平成29年度の会計帳簿について		
6 情報公開について		
7 法人の経営状況について		
理事会での検討状況（理事会開催日：平成 年 月 日）		

- ※
- 1 回答欄については、改善内容・時期等について、具体的に記載してください。
 - 2 改善状況がわかる資料を添付してください。
 - 3 理事会での検討状況については、理事会議事録を添付してください。
 - 4 結果通知内に記載の期限内に該当項目について回答してください。